

外国籍弁護士の調停委員推薦が拒否された件に関する緊急声明

今般、神戸家庭裁判所から当会对し、同庁における家事調停委員（平成23年4月1日任命予定）の候補者として、人格、識見ともに優れた適任者として当会より推薦した会員を、日本国籍を有しないというだけの、これまでと同様の理由により、採用しない旨の回答がなされた。

しかし、日本国憲法が保障する法の下での平等の趣旨から、定住外国人に対しても可能な限り日本国民と同様の権利・人権が保障されるべきとする立場からすれば、日本の司法試験に合格し、日本で長年弁護士として活躍してきた者が、ただ日本国籍を有しないというだけの不合理な理由により、調停委員就任への道を閉ざされることは断じて受け入れがたい。

この問題は、当会において久しく懸案事項となっているが、今年になってからもすでに、2月1日に「国籍の如何を問わず調停委員の採用を求める会長声明」、8月6日に「外国籍弁護士が調停委員に採用されない件に関する緊急声明」を発しているにもかかわらず、裁判所から採用拒否の回答が繰り返されたため、これに対し強く抗議をするとともに、外国籍調停委員の不採用問題を広く世論に訴えるために、改めて緊急声明を発する次第である。

外国籍の弁護士を調停委員に採用しないことが不合理であることの実質的な根拠としては、①調停委員の職務は権力的作用を及ぼしたり、国家意思形成にかかわったりするものではなく、調停委員が日本国籍を有しないからといって国民主権原理と対立するものではないこと、②（調停委員が関与した）調停調書が確定判決と同様の効力を有する点について、日本国籍を有しない破産管財人や仲裁人の判断が確定判決と同様の効力を持つ場合もあり、それとの均衡からすれば、さして重要な問題とはいえないこと、③外国人の地方参政権を認める動きもあること、④現行法上の調停委員採用の要件として、日本国籍を有することは要求されておらず、調停委員にとって真に必要な要件は、専門的・社会的知識や経験に基づく紛争解決能力であること、などが挙げられる。

現に、大阪地方裁判所の事例であるが、外国籍の弁護士が民事調停委員に採用され、定年退職時には調停委員としての多年にわたる功績をたたえ大阪地方裁判所所長より表彰を受けたという事実も存在する。外国籍の弁護士が調停委員となっても、何ら不都合がないことの証左であろう。

当会としては、今後も日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、同様の問題を抱える他の単位弁護士会と連携しつつ、この問題に取り組み、関係諸機関に対し、調停委員の採用にあたり国籍の如何が問われない体制の確立に向けて、粘り強く働きかけていく所存である。

2010年（平成22年）11月30日

兵庫県弁護士会

会長 乗鞍良彦